基本契約条項

物品壳買契約条項

(総 則)

第1条 この契約に定める条件に従い、乙は仕様書等 (仕様書、図面、承認図面、見本及びその他参考図書。以下同じ。) に基づき、この契約の給付の目的である物品を契約期限 (以下「納期」という。) までに、甲の指定する場所 (以下「納地」という。) において契約物品 (ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)を甲に引渡し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(債権譲渡の承認)

第2条 乙は、甲の書面による承認を受けないで、この契約の履行の全部又は 一部を第三者に委任し又は請負わせ、この契約によって生ずる権利又は義務 を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

(契約金額)

第3条 契約金額には、梱包費及び運賃を含むものとする。

(契約の変更)

- 第4条 甲は、乙と協議の上、乙が契約物品の引渡しを完了するまでの間において、仕様書等・納地・納期その他この契約に定める条件を変更することができる。
- 2 前項により、契約金額の変更を要するときは、甲乙協議の上、これを行う ものとする。
- 3 契約金額の変更を行うときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出し なければならない。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第6条 乙は、契約物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正 な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。 以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の 定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品の取扱いに係る サプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋 込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実 に対応しなければならない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由に因り、この契約に定める納期内に義務を履行することができないときは、その事由を詳記して納期の猶予を甲に申請することができる。

この場合、甲が乙の申請を正当と認めたときは、無償で納期を延期することができる。

(納期の有償延期)

第8条 乙は、この契約に定める納期内に義務を履行することができないとき は、その事由を詳記して納期の猶予を甲に申請しなければならない。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を延期することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。
- 4 乙は、第2項の規定により納期を猶予された場合においては、延納日数に 応じて、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1%の率を乗じて計 算した金額を延納金として納付しなければならない。ただし、延納分に相当 する代金の10%の金額をもって限度額とする。
- 5 前項の規定において「延納日数」とは次の各号に掲げる日数から第7条の 規定により納期の延期を認めた日数を除いた日数をいう。
 - (1)納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶 予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入 した日までの日数
 - (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶 予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日か ら猶予された日までの日数
 - (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合 において、猶予された日までに延納分を納入した時は、申請した日の翌 日から納入した日までの日数
 - (4)納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合 において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請し た日の翌日から猶予された日までの日数
 - 6 前項の規定の適用においては、納入は第11条の届出があったときにされたものとみなす。
 - 7 乙は、甲が指定する期限までに第4項の延納金を支払わない場合は、その期限の終了した日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3.0%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第9条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3%の率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した 日(納期を過ぎた後において申請に基づいて納期が猶予された場合において は、当該申請があった日)までの日数から第7条の規定により遅れた日数を 除いた日数をいう。
- 3 前条第6項の規定は、前項の場合に準用し、前条第7項の規定は第1項の 場合に準用する。

(製品検査)

- 第10条 製品検査(製品の品質・数量・性能又は包装の検査をいう。以下同じ。)は、契約物品に関し、完納前に甲の指定する場所において甲又は甲の指定する検査官によって行われるものとし、検査に必要な費用(製品検査に使用する材料・器材費その他の経費又は検査のための変質・変形・消耗又は破損等によって生ずる損失)は、乙の負担とする。
- 2 前項に規定する検査の結果、契約物品の全部又は一部が契約に基づく仕様 書等の内容と合致していない場合には、甲はその契約物品を不合格とし、修 補又は良品との取替え(以下「修補等」という。)を命ずるか若しくは解約する ことができる。
- 3 前項の場合においては、乙は甲の指示に従い、乙の費用でこれを他に搬出し、修補等を行わなければならない。
- 4 甲の行う検査は、契約物品の引渡しを不当に遅延させないように行わなければならない。
- 5 乙は、製品検査を受けるにあたっては、あらかじめ社内検査を実施し、甲 が製品検査をできるよう準備しなければならない。
- 6 乙は、甲の行う検査に立ち会わなければならない。
- 7 乙は、契約物品が製品検査の結果合格となった場合は、甲の指示するところに従い、納地へ搬入し納入の届け出を行わなければならない。

(給付の終了)

- 第11条 乙は、納品書により契約物品を納入場所に持込むとともにその旨を 甲に届け出なければならない。
- 2 甲は、前項の届け出に対しては、天災地変その他やむを得ない事由に因る 場合のほか、受理を拒否することはできない。
- 3 第1項の規定により甲が乙から給付を終了した旨の届け出を受理した日を

もって、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256 号)第5条に規定する「給付を終了した旨の通知を受けた日」とする。

(受領の際の検査及び検査期間)

- 第12条 受領の際の検査は、第11条第1項の規定による納入の届け出のあった契約物品の数量について行う。ただし、甲は、第10条に規定する製品検査を受領の際の検査と同時に行うことができる。
- 2 前項の検査は、第11条第3項の規定による「給付を終了した旨の通知を 受けた日」から起算して10日(以下「検査期間」という。)以内に完了しな ければならない。
- 3 受領の際の検査の結果、契約物品の全部又は一部が不合格であることを発見したときは、第10条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 4 前項の場合における再検査は、修補等の給付を終了した旨の通知を受けた 日から検査期間以内の日とする。

(所有権の移転)

第13条 契約物品の所有権は、甲が受領の際の検査の結果、当該物品を合格 品と認めたときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第14条 第13条の規定による所有権の移転前に生じた契約物品の滅失、き 損その他の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失によ る場合はこの限りでない。

(契約物品の契約不適合)

- 第15条 甲は、乙の納入物品について、納入後1年以内の日に契約不適合(納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。)を発見したときは、乙に対し直ちに通知し、適当の期限を定めて代替品と取替えさせ、若しくは修補又は損害賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 甲は、乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する代替品との取替え又 は修補を行わない場合は、第8条第4項の規定を準用する。
- 4 甲は、乙が第1項に規定する損害賠償額を甲が指定する期限までに納付しない場合は、第8条第7項の規定を準用する。

(代金の支払)

第16条 この契約に定める納入物品の代金は、第13条の規定による契約物品の所有権が乙から甲に移転したのち、乙が適法な支払請求書を甲に提出し、甲がこれを受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内の日に支払うものとする。

(相 殺)

第17条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

- 第18条 甲が第16条に規定する約定期間までに代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる率」を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が第12条に規定する検査期間までに合否の判定をしないときは、その期間を経過した日から完了を確認した日までの期間の日数は約定期間の日数から差引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ前項の計算の例に準じ前項に定める利率をもって計算した金額の遅延利息を乙に対し支払わなければならない。

(契約保証金の処分)

- 第19条 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反 (納入延期を除 く。) したときは、乙が納付している契約保証金は国庫に帰属する。
- 2 前項のほか、この契約により乙が甲に対し損害を賠償する場合、その賠償額が契約保証金に満たないときは、契約保証金は国庫に帰属する。又契約保証金額を超えるときは、当該保証金は国庫に帰属するほか乙はその不足額を

甲に納付しなければならない。

(契約の無償解除)

第20条 甲は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由に因り、乙が契約の解除を申し出て甲がこれを認めたときは、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(甲の解除権)

- 第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、この契約の全 部又は一部を解除するものとする。
 - (1) 乙の責に帰する事由(乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。) により契約納期又は甲の承認した納期内に乙が契約の全部又は一部を 履行する見込みがない場合
 - (2) 乙が第2条に違反した場合
 - (3) 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い又は甲若しくは甲の指定する検査官の職務を妨げた場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがない場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合によって解約年月日を明示した 文書により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合は、 乙は30日以内の日に文書をもって損害賠償の請求をすることができる。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

- 第23条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合に おいて、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第8条第7項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

- 第24条 乙は、第21条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除 された場合は、損害賠償の請求をすることができる。ただし、乙が同意して 解除した場合又は乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契 約を解除した場合は、この限りではない。
- 2 第22条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた 実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(相手方に対する通知の効力発生の時期)

第25条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持9

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者 に洩らし又は利用してはならない。

(原価調査)

- 第27条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定 価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて 生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適 正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に 関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは 資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係 場所に立ち入らせ、調査させることができる。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力 するものとする。

(納入上の甲の指示)

第28条 乙は、この契約書に記載のない事項でも、契約物品の納入上、甲の

指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。 (紛争又は疑義の解決方法)

第29条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じ た事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(その他)

第30条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関す る行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人 権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。